

三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）の概要

【経緯・趣旨】

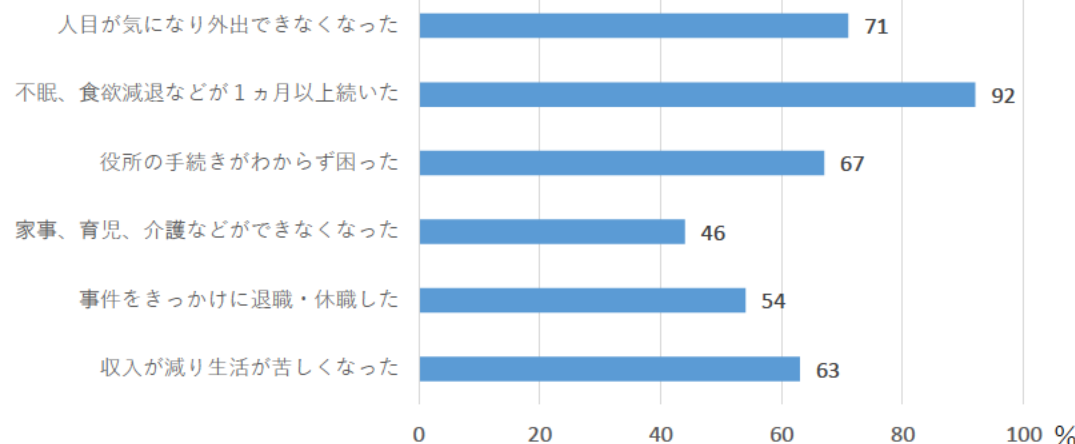
○県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年3月18日「三重県犯罪被害者等支援条例」を公布し、同年4月1日に施行しました。

○同条例第9条の「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする」の規定に基づいて、犯罪被害者等に対する支援が犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう推進計画を策定します。

○推進計画では、同条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針、犯罪被害者等支援に関する具体的施策、そのほか犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項を定めます。

【計画期間】 令和2年度から5年度まで

犯罪被害者等実態調査結果（平成30年三重県）



平成30年に県が、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターに相談経験のある犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施したところ、犯罪被害者等がさまざまな問題に悩まされていることがわかりました。

※「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合を合計

基本方針（条例第3条）

- 1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れなく提供されること

条例の趣旨に沿い、犯罪被害者等支援を進めるため、条例に沿って構成します。

具体的施策

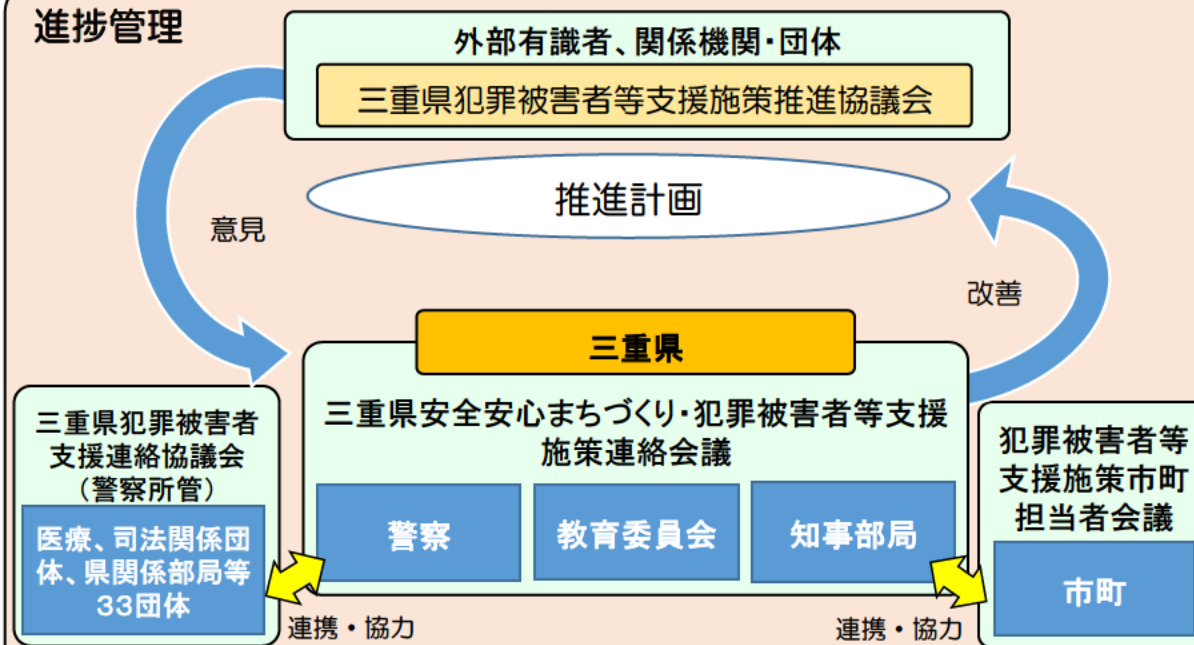
施策の柱（条例第1条）

- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び生活再建に対する支援
- 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

基本施策

相談及び情報の提供	被害の早期回復・軽減のための支援	生活の再建に対する支援	総合的な支援体制の整備	犯罪被害者等への理解の促進
条例第15,18条	条例第16,17条	条例第19,20,21条	条例第8,10,11,12,13条	条例第22,23条
重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 ・「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営	重点施策 ・三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	重点施策 ・安全確保等のための一時的な居住先の確保 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進	重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】 ・市町の総合的対応窓口設置に関する支援	重点施策 ・「犯罪被害者を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】

進捗管理



・進捗管理

年度ごとに実施状況を年次報告書としてとりまとめ、三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会から意見を聴取したうえで、ホームページ等で公表します。

・数値目標

i 犯罪被害者等支援施策集作成市町数

現状値（令和元年度）
1 / 29市町

目標値（令和5年度）
29 / 29市町

ii 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの認知度

iii みえ性暴力被害者支援センター よりこの認知度

現状値（令和元年度）
※10月調査予定

目標値（令和5年度）
※現状値判明後決定